

令和2年度被措置児童等虐待の状況について

令和3年12月1日

児童福祉法第33条の16及び児童福祉法施行規則第36条の30の規定により、令和2年度において対応した、被措置児童等の状況について報告します。

1 被措置児童等虐待件数の状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

該当期間に、被措置児童等虐待事案はありませんでした。

【関係法令等】

○被措置児童虐待とは

様々な事情により家庭での養育が困難であるため、施設等への入所措置等をされた児童等（被措置児童等）に対して、施設職員等が行う虐待をいう。

○児童福祉法（関係条文）

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省で定める事項を公表するものとする。

○児童福祉法施行規則

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院，児童養護施設，児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 知的障害児施設等及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種